

事 務 連 絡
令和元年7月3日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方をお願いします。

各都道府県にあっては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくようお願いします。なお、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成29年7月28日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」及び「下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について（平成28年1月18日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止とします。

記

更生工法による管きよ改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること
- (2) 既設管について維持修繕基準等に基づき適正な維持管理が行われていたこと
- (3) 更生を行う管きよの下水道ストックマネジメント計画が策定されていること（ただし、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらためて下水道ストックマネジメント計画に位置づける必要はない。また、下水道長寿命化支援制度に基づく下水道長寿命化計画の取扱いについては、別途、「下水道ストックマネジメント支援制度及び下水道長寿命化支援制度の運用について（平成28年4月1日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」による。）
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること

- (5) 更生工法の種類毎に、別表 1 に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、別表 1 に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

当該個別協議にあたり、公益財団法人日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業に基づく建設技術審査証明書を取得しているなど、一定の技術的知見が蓄積されていると認められる工法（以下、「第三者認定工法」という。）を採用する場合については、第三者認定工法を採用しようとする現場条件に対し、当該工法が建設技術審査証明書等を取得した際の評価項目及び要求性能等を照らし合わせた結果、当該工法の適用可能性があると判断される場合については、その根拠を示した書面等をもって個別協議を行うことができる。

以上

別表 1

工法種類	定 義	条 件	適用すべき基準等	備 考
反転工法	熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	左記の基準の適用開始時期は別表2のとおり なお、適用開始時期までは旧基準を適用できるものとする
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの	自立管及び複合管として設計するものであること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの	自立管として設計するものであること	・日本工業規格(JIS) ・日本下水道協会規格(JSWAS) ・(公社)日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材(I類・II類)等	

- (注) 1 「旧基準」とは、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(平成23年12月(社)日本下水道協会)」のことをいう。
- 2 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。
「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。
- 3 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。
- 4 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(2017年版(公社)日本下水道協会)」は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。
- 5 下水道総合地震対策事業において管きょ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。

別表 2

目次項目	ガイドラインの適用開始時期				備 考（対象項目）※2
	H29. 7. 28 から	H30年度 から※1	H31年度 から※1	別表 3 による	
1. 4. 1 自立管の要求性能				○	要求性能への追加記載事項、現場硬化管の短期曲げ強さ定義(耐荷性能)・耐薬品性試験方法や現場硬化管（ガラス繊維なし）長期曲げ強さ試験時間の変更、引張伸び率等の追加項目
1. 4. 2 複合管の要求性能			○		要求性能への追加記載事項、充填材ヤング率・接合部引張強さ等の追加項目
3. 4. 6 地震時の荷重 （複合管）		○			周面せん断力の考慮
3. 4. 12 耐震設計の考え方 （複合管）		○			周面せん断力の考慮，地盤バネの算出方法，C s の導入
4. 2. 5 材料の品質管理及び しゅん工時の品質管理	○※3				耐薬品性試験方法変更（しゅん工時試験）
上記以外	○				

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。（猶予期間）
※2 備考欄の内容については、ガイドライン適用開始後対象とする項目であり、猶予期間については旧基準も適用できるものとする。
ただし、「3. 4. 6」、「3. 4. 12」の対象項目の猶予期間は、旧基準のみを適用する。
※3 「4. 2. 5」における自立管の現場硬化管については、R3年度から適用する。

別表 3

種 別		ガイドラインの適用開始時期		
		H31年度 から※1	R2年度 から※1	R3年度 から※1
現場硬化管	ガラス繊維なし			○
	ガラス繊維あり		○	
密着管	－	○		
ら旋巻管	－	○		

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。（猶予期間）